

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年三月二日から令和二年三月三十一日まで

二 縦覧場所

深谷市役所